

離婚 に関連する主な手続き

支所 マークのあるものは、各支所でも受付しています

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きを御自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	担当課 【受付窓口】
住所 戸籍	住所が変わる方	住所変更（転入・転出・転居）	転入・転出・転居のチェックシートを確認してください		
	前配偶者と同居中の方	世帯分離届			
	【姓が変わる方】 マイナンバーカード、住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	カードの氏名変更 ・券面変更手続き ・署名用電子証明書の再発行	(お持ちのカード) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ※暗証番号(数字4桁)の入力が必要です 暗証番号を忘れた場合は、暗証番号の再設定をしますが、カード以外の本人確認書類が1点必要です 「署名用電子証明書」の再発行には、暗証番号(英数字6~16桁)の入力が必要です		支所 市民課 【総合庁舎1階】
	【姓が変わる方】 旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります			
	【姓が変わる方】 住民票に旧姓（旧氏）を併記または削除したい方	旧氏（記載・変更・削除）請求書 ※後日、新しい戸籍の記載が完了してからの手続きになります	・戸籍謄本等 ・本人確認書類 ・マイナンバーカード		
	離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい場合 ※離婚の日から3か月以内	離婚の際に称していた氏を称する届 (戸籍法77条の2の届)			
お子さんの戸籍についての御相談	入籍届、養子離縁届等	受付窓口で御相談ください			
保険 年金	【姓が変わる方】 国民健康保険 に加入している方	新しい国民健康保険 資格確認書 または 資格情報のお知らせ の交付 ※市民課では離婚届と同時のみ受付	変更前の 資格確認書 または 国民健康保険被保険者証		支所 市民課 ※保険料, その他内容については国民健康保険課 【総合庁舎1階】
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 ※資格喪失日から14日以内 国民年金の加入 (20歳から60歳未満) ※資格喪失日から14日以内	前配偶者の勤務先の健康保険の資格喪失証明書		支所 市民課国民年金担当 【総合庁舎1階】
	→各種認定証等をお持ちの方 【姓が変わる方, または世帯構成に変更がある方】 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証	新しい認定証等の交付 ※支所では特定疾病療養受療証の手続きは不可	変更前の認定証等		支所 国民健康保険課 【総合庁舎1階】
	【姓が変わる方】 75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方 →各種認定証等をお持ちの方 【姓が変わる方, または世帯構成に変更がある方】 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証	新しい後期高齢者医療資格確認書 または 資格情報のお知らせ の交付 (後日郵送) ※資格確認書に自己負担限度額等の適用区分、特定疾病区分等が併記されます	新しい資格確認書が届いたら、これまでお使いのものを返却してください		支所 国民健康保険課 後期高齢者医療係 【総合庁舎2階】
	【姓が変わる方】 年金 を受給中の方	氏名変更 ※マイナンバーが収録されている方は原則不要	各関係機関へ御確認ください ・国民年金・厚生年金の方 年金事務所へ ・共済年金の方 共済組合へ ・農業者年金の方 農協へ		※旭川年金事務所 お客様相談室 25-5606
	【姓が変わる方】 介護保険被保険者証等 をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険被保険者証の氏名変更 ※市民課では離婚届と同時かつ、介護保険被保険者証のみ受付	・介護保険被保険者証 (お持ちの方のみ) ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証		支所 介護保険課 【総合庁舎2階】 (市民課)
福祉	【姓が変わる方】 障がいの手帳 をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳		支所 障害福祉課 【総合庁舎1階】
	【姓が変わる方】 自立支援医療受給者証 (更生医療・精神通院医療) 障害福祉サービス受給者証 をお持ちの方	受給者証の氏名変更	・自立支援医療受給者証 ・障害福祉サービス受給者証		障害福祉課 【総合庁舎1階】
	【姓が変わる方】 重度心身障害者医療費受給者証 をお持ちの方 または、主たる生計維持者が変わる方	受給者の氏名変更 または、主たる生計維持者の変更	重度心身障害者医療費受給者証 ※同意書や印鑑が必要な場合があります		国民健康保険課 支所 後期高齢者医療係【総合庁舎2階】
	【姓が変わる方】 特定疾患医療受給者証 または、特定医療費 (指定難病) 受給者証 をお持ちの方	受給者証の氏名変更	担当課に御確認ください		保健予防課 【総合庁舎4階】
税・料金	【姓が変わる方】 上下水道 の使用者名義が変わる方	使用名義変更, 地下水使用人数変更	お電話で手続きできます		
	児童扶養手当を受給している方	水道料金・下水道使用料の減免申請 ※直接水道局と水道または下水道の使用契約をしている方が対象となります ※世帯構成などの条件があります	児童扶養手当証書		水道局お客様センター 24-3163
	【姓が変わる方】 市税・国民健康保険料の振替口座を変更する方	口座振替の変更	・預貯金通帳 ・通帳の届出印 ・納税(入)通知書		納税管理課 支所 【総合庁舎3階】
その他	市営住宅を退去する方	市営住宅の退去手続き	担当課に御確認ください		市営住宅課 【総合庁舎5階】
	または 市営住宅に入居を希望する方, 同居する方	市営住宅の入居の相談, 同居の手続き			

児童手当を受給していて、受給者が変わる方	・受給事由消滅届 ・認定請求書（新しい請求者） ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先に申請してください ※市民課では離婚届と同時に受付	・新しい請求者の通帳 ・新しい請求者の健康保険情報のわかる書類 <small>（※児童が3歳未満かつ各種共済組合加入の場合のみ）</small>	子育て助成課 【総合庁舎3階】 （市民課）
子ども医療費受給者証をお持ちのお子さんがある方で、主たる生計維持者が変わる方	子ども医療費助成の受給者証の変更 ※生計維持者の所得額によってはひとり親家庭等医療助成の申請	QRコードから電子申請を行ってください ・新たな生計維持者の本人確認書類 ※前住所地の所得課税証明書が必要な場合があります	子育て助成課 【総合庁舎3階】 ※窓口で書面による申請を御希望の場合（注 電子申請と必要なものが異なります）
ひとり親家庭等の御相談	児童扶養手当の認定請求 ※所得制限があります	・請求者の通帳 ・戸籍謄本（請求者・児童）	子育て助成課 【総合庁舎3階】
	ひとり親家庭等医療費助成の申請 ※所得制限があります	・健康保険情報のわかる書類（申請する方全員分） ・生計維持者と20歳以上の同一世帯員全員分の印鑑 ※本人が自署出来る方は不要 ・戸籍謄本（申請する方全員分） ※前住所地の所得課税証明書が必要な場合があります	
医療費助成（養育医療、育成医療、小児慢性特定疾病）を受けている方	各受給者証（住所・氏名・自己負担上限額等）の変更	担当課に御確認下さい	子育て助成課 【総合庁舎3階】
重度心身障害者医療費受給者証をお持ちのお子さんがある方で、主たる生計維持者が変わる方	主たる生計維持者の変更	重度心身障害者医療費受給者証 ※同意書や印鑑が必要な場合があります	国民健康保険課 支所 後期高齢者医療係【総合庁舎2階】
特別児童扶養手当の受給者が変わる方	・資格喪失届 ・認定請求書（新しい請求者）	・請求者と児童を含む世帯全員の住民票と戸籍謄本 ・新しい請求者の通帳	障害福祉課 支所 【総合庁舎1階】
小中学生のお子さんがいて、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請	学校から申請書を受け取り、必要事項を記入のうえ、当該学校へ提出してください	学務課 【総合庁舎4階】
保育所等に入所しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など ※保育所等で手続き	保育所等に用紙があります	こども育成課 【総合庁舎3階】
保育所等に入所を希望する方	保育所等の入所相談	担当課に御確認ください	
放課後児童クラブの利用を希望する方		担当課に御確認ください	

● 各支所の御案内 ●

神居支所（神居2条9丁目 61-2311） 江丹別支所（江丹別町中央 73-2001） 永山支所（永山3条19丁目 48-1111） 神楽支所（神楽3条6丁目 61-6191）
東旭川支所（東旭川北1条6丁目 36-1111） 西神楽支所（西神楽南2条3丁目 75-3111） 東鷹栖支所（東鷹栖4条3丁目 57-2111）

旭川市役所



市役所代表電話

0166-26-1111



担当課名と手続きの内容をお伝えください。担当課にお繋ぎいたします

〒070-8525
旭川市7条通9丁目48番地

開庁時間 午前8時45分 ~ 午後5時15分
（土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです）

支所でも受付できる手続きがあります。内側の表で御確認ください。

※市民課窓口の開設時間を延長しています。
（毎週木曜日午後7時まで）
取扱業務は御確認ください。

旭川市ホームページ <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>

<離婚される方へ>

手続きチェックシート

当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「裁判離婚」があります。

【協議離婚のとき】

届出先：夫婦の本籍地または所在地の市区町村
届出人：夫と妻
必要なもの：届書
※届書には、夫と妻、証人（成人2人）の署名が必要です。

注意事項：未成年者の子があるときは夫婦の一方を親権者に定め、届書に子の氏名を記入してください。
婚姻前の氏に戻る場合は、『婚姻前の氏にもどる者の本籍』欄に記入してください。
※婚姻前の氏に戻らない場合は、『離婚の際に称していた氏を称する届』が必要です。

【裁判離婚のとき】

届出期間：調停・和解の成立、審判・判決の確定または承諾した日から10日以内
届出先：夫婦の本籍地または届出人の所在地の市区町村
届出人：調停若しくは審判の申立人または訴えの提起者（10日以内に届出しないときは、その相手方も届出をすることができます。）
必要なもの：届書、調停、和解または認諾調書の謄本
審判書または判決書の謄本及び確定証明書
注意事項：届書の証人の欄の記入は不要です。
裁判により、未成年者の子があるときは夫婦の一方が親権者に定められているため、届書の該当部分に子の氏名を記入してください。婚姻前の氏に戻る場合は、『婚姻前の氏にもどる者の本籍』欄に記入してください。

離婚後も婚姻中の氏を名乗りたいとき

【離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）】
届出期間：離婚の日から3か月以内（離婚届と同時に提出できます。）
届出先：届出人の本籍地または所在地の市区町村
届出人：離婚の際に称していた氏を称する者
必要なもの：届書

注意事項：離婚届と同時に提出する場合は、婚姻前の氏に戻ることもなく婚姻中の氏を名乗ることができます。同時に提出されない場合は、婚姻前の氏に戻りますが、離婚の日から3か月以内に提出することで、婚姻中の氏を名乗ることができます。なお、3か月を過ぎた場合は、家庭裁判所の許可（氏の変更許可）が必要です。

子を離婚後の父または母の新しい戸籍に入籍させたいとき

※離婚届だけでは、子の戸籍に変動がありません。家庭裁判所で子の氏の変更許可をもらってから、入籍届を提出してください。
【子の氏の変更許可】 旭川家庭裁判所（花咲町4丁目）
電話 51-6251
手続き先：子の住所地の家庭裁判所
必要なもの：子の父の戸籍謄本、子の母の戸籍謄本
※手数料等、事前に確認してから行かれるようお願いします。
【入籍届】
届出先：入籍者の本籍地または届出人の所在地の市区町村
届出人：入籍者（入籍者が15歳未満のときは親権者または後見人）
必要なもの：届書
家庭裁判所の許可の審判書の謄本

関連する主な手続きは内側にあります。

必要な書類が届出の日にとろわない手続きは、後日あらためて御来庁いただく場合があります。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で本人確認できるもの

〔官公署が発行した、顔写真付きの証明書〕

※有効期限内の原本

- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード
- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・住民基本台帳カード
- ・官公署の顔写真付きの免許証、許可証など



確認に2点が必要なもの

- ・資格確認書、被保険者証
- ・介護保険被保険者証
- ・年金手帳、年金証書
- ・医療費受給者証
- ・社員証、学生証など